



2021年5月7日

各 位

会 社 名 アルビス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 池田 和男
 (コード番号：7475 東証第一部)
問 い 合 せ 先 取締役常務執行役員 経営企画本部長
 石田 康洋 (TEL. 0766-56-7223)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年5月7日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年6月25日開催予定の第54回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第20条1項の取締役の任期を1年に変更するものであります。
- (2) 当社の取締役の役付は、定款に定める役付取締役と執行役員制度の執行役員の役位の双方により行っておりましたが、今後は、取締役会の監督機能を向上させるため、現行定款第23条2項の取締役副社長、専務取締役、常務取締役の廃止および関連する第24条2項を見直し、執行役員制度にもとづく役位にて役付を行うことで、整理、一元化を図り、経営責任の明確化および業務執行の迅速化をより一層進めてまいります。
- (3) 機動的な配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議によって可能となるよう、変更案第43条及び44条を新設すると共に現行定款第43条、及び44条を削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会 (招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役<u>社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②<u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>②<u>補欠または増員で就任した取締役の任期は現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議により、取締役会長、<u>取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名</u>を定めることができる。</p> <p>(役付取締役の分掌)</p> <p>第24条 <u>取締役社長</u>は、取締役会の決議を執行し、会社業務を統轄する。</p> <p>②<u>取締役副社長、専務取締役および常務取締役は、取締役社長を補佐してその業務を分掌する。</u></p> <p>③<u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p>	<p>第3章 株主総会 (招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役<u>会</u>が定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②<u>かかる代表取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>②取締役会は、その決議により、取締役会長1名を定めることができる。</p> <p>(取締役の分掌)</p> <p>第24条 <u>取締役会</u>が定めた代表取締役は、取締役会の決議を執行し、会社業務を統轄する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>②<u>かかる代表取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p><u>(期末配当の基準日)</u></p> <p>第 4 3 条 <u>期末配当の基準日は毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し支払う。</u></p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第 4 4 条 <u>当社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を支払うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第 4 3 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第 4 4 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。</u></p> <p><u>②当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 3 0 日とする。</u></p> <p><u>③前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

以上